

第1回 湖南省子ども・子育て未来会議次第

日時 令和7年(2025年)7月30日(水)

午前10時～

1. 開 会

2. 委員・事務局紹介

3. 湖南省子ども・子育て未来会議の説明 【資料1】

4. 議 事

1) 会長・副会長の選出

2) 幼保連携型認定こども園 しおん園 利用定員について 【資料2】

3) 今後のスケジュールについて 【資料3】

5. 閉 会

次回開催 令和8年2月(予定)

湖南省子ども・子育て未来会議について

子ども・子育て未来会議とは

「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」第72条第1項および第3項に基づき、市町村の合議制の機関である「地方版子ども・子育て会議」として設置している機関です。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき「湖南省子ども・子育て未来会議条例」により設置する湖南省の附属機関です。

地方版子ども・子育て会議は、関係者が政策プロセス（PDCAサイクル）に、政策立案から実行、評価まで一貫して関与する場として機能することが期待されています。すなわち、同会議は、施設や事業の垣根を越えて地域の子育てニーズを一連の政策プロセスに反映させる上で重要な役割を果たすと考えられており、実施計画の内容や、定員設定のあり方の審議をはじめ、具体的には次のような点について調査審議いたします。

- ①潜在的なものを含め教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか（過剰に推計していないか、不足していないか。）
- ②教育・保育施設と地域型保育など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標
- ③幼稚園・保育園等の教育・保育施設の利用定員の審議
- ④ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか
- ⑤費用の使途実績の調査や事業の点検評価
- ⑥現行の計画について見直すべき部分はないか

湖南省子ども・子育て未来会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、湖南省子ども・子育て未来会議（以下「子ども・子育て未来会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て未来会議は、法第72条第1項各号に規定する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て未来会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、教育、保育、子育て支援に関わる学校法人、社会福祉法人及び学童保育所の関係者、保育園及び幼稚園の児童の保護者、学識経験者等から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て未来会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、子ども・子育て未来会議を代表し、会議を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て未来会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て未来会議は、所掌事務を分掌させるため特に必要と認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を子ども・子育て未来会議に報告する。

5 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 子ども・子育て未来会議の庶務は、児童福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て未来会議の運営その他に関し必要な事項は、市長が別に定める。

幼保連携型認定こども園 しおん園 利用定員について

- 1 建物の構造 鉄骨造 2建
- 2 建物の延べ床面積 734.25 m²
- 3 整備計画

区 分	室 数	面 積
乳児室・ほふく室	2	73.40 m ²
保 育 室	4	92.58 m ²
遊 戯 室	1	84.00 m ²
調 理 室	1	16.91 m ²
子 育 て 支 援 室	1	7.11 m ²
計	9	274.00 m ²

4 利用定員 (人)

		0歳	1-2歳	3-5歳	合計
令和7年4月 【保育園】 (しおん園)	1号定員	-	-	-	-
	2・3号定員	10	20	30	60
令和8年4月 【幼保連携型認定こども園】 (しおん園)	1号定員	-	-	6	6
	2・3号定員	11	22	30	63
	計	11	22	36	69

【 参 考 】

(人)

利用児童数	0歳	1 - 2歳	3 - 5歳	合計
令和4年3月	9	19	31	59
令和5年3月	5	20	32	57
令和6年3月	8	18	32	58

特定教育・保育施設、特定地域型保育施設の利用状況について(未来会議用)

	年齢	令和2年4月1日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	令和7年4月1日
		実績	実績	実績	実績	実績	実績
就学前児童数 ①	0歳児	378人	367人	368人	315人	337人	293人
	1・2歳児	823人	835人	782人	764人	698人	674人
	3歳以上児	1,412人	1,456人	1,364人	1,273人	1,231人	1,155人
	合計	2,613人	2,658人	2,514人	2,352人	2,266人	2,122人
(保育申込者数) ②	0歳児	50人	63人	58人	32人	61人	54人
	1・2歳児	479人	436人	441人	431人	427人	447人
	3歳以上児	880人	899人	854人	849人	858人	860人
	合計	1,409人	1,398人	1,353人	1,312人	1,346人	1,361人
(申込/込) ①率	0歳児	13.2%	17.2%	15.8%	10.2%	18.1%	18.4%
	1・2歳児	58.2%	52.2%	56.4%	56.4%	61.1%	66.3%
	3歳以上児	62.3%	61.7%	62.6%	66.7%	69.6%	74.5%
	合計	53.9%	52.6%	53.8%	55.8%	59.3%	64.1%
(利用整備定員) 数	0歳児	111人	121人	124人	121人	128人	128人
	1・2歳児	467人	463人	463人	459人	490人	490人
	3歳以上児	863人	953人	901人	888人	935人	935人
	合計	1,441人	1,537人	1,488人	1,468人	1,553人	1,553人
利用児童数	0歳児	33人	45人	36人	24人	45人	35人
	1・2歳児	412人	423人	431人	427人	427人	435人
	3歳以上児	875人	899人	854人	849人	859人	856人
	合計	1,320人	1,367人	1,321人	1,300人	1,331人	1,326人
待機児童数	0歳児	8人	0人	0人	0人	0人	0人
	1・2歳児	41人	0人	0人	0人	0人	0人
	3歳以上児	5人	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	54人	0人	0人	0人	0人	0人

令和7年度1号定員・内定者・利用児童数

	利用定員
幼稚園	90人
認定こども園	384人
合計	474人